2022年１２月号

社会保険労務士

ＷＡＶＥ事務所便り

連絡先：〒501－3232
関市桜本町 2-32-4　エレガンスみやもと 302
電 話：0575-24-3757　　FAX：0575-24-3757
ｅ－ｍａｉｌ：hata50911@gmail.com

中小事業主も月 60 時間超えの時間外労働割増率が5割以上に

◆猶予措置の廃止

令和５年４月１日から、月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を「５割以上の率」とする規定が、中小事業主にも適用されることになりました。

もともと、使用者が時間外または休日労働させた場合には、２割５分以上５割以下の率で計算した割増賃金を支払わなければなりませんでしたが、2010 年４月１日施行の改正により、月 60 時間を超えた場合は、５割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならないとされていました。

ただし、この改正は中小事業主（労働者の数が 300 人（小売業については 50 人、卸売業またはサービス業については 100 人）以下）である事業主には適用が猶予されていたのですが、令和５年４月１日からは適用されることになりました。

◆代替休暇の規定も適用

中小事業主にも月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を５割以上の率とする規定が適用されることに伴い、「代替休暇」の規定も適用されることになります。

代替休暇とは、１カ月に 60 時間を超えて時間外労働を行わせた労働者について、労使協定により、法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払いに代えて、有給の休暇を与えることができるものです。

労使で協定すべき事項としては、月 60 時間を超えて労働させた時間数に対して、何時間の代替休暇を与えるかという計算方法や、代替休暇の単位（１日または半日）などがあります。

そのほか、制度の導入に際しては、個々の労働者が実際に代替休暇を取得するか否かは、労働者の意思によること、労使協定の締結により代替休暇を実施する場合には、代替休暇に関する事項を「休暇」として就業規則に記載する必要があることにも留意しましょう。

雇用調整助成金の特例措置が終了します

◆12 月以降は通常制度による支給となります

雇用調整助成金の支給上限額引上げや助成率引上げ、提出書類の簡素化等の特例措置が、有効求人倍率の回復等を理由に終了し、令和４年 12 月以降、通常制度による支給となります。そのため、１日あたり支給上限額は一律 8,355 円となります。

◆特に業績が厳しい事業主に対する経過措置が設けられます

ただし、特に業績が厳しい事業主については、令和５年１月 31 日まで１日あたり支給上限額を 9,000 円とする経過措置が設けられます。助成率も、令和３年１月８日以降解雇等を行っていない場合は 10 分の９（大企業は３分の２）となります。

◆令和５年２月以降はどうなる？

原則どおりの扱いとなりますが、クーリング期間制度が適用されずに再度の申請ができたり、申請書類が簡素化されたりする等の措置が、令和４年 12 月から令和５年３月の間、講じられます。

しかしながら、これまで新型コロナ特例を利用せず、令和４年 12 月以降新規に雇用調整助成金を利用する事業主は、経過措置ではなく通常制度による申請を行うため、生産指標の要件等、通常制度の要件に該当する必要があります。

◆令和４年 12 月から新たにコロナを理由として雇用調整助成金を申請する場合の要件緩和

その場合でも、令和４年 12 月１日から令和５年３月 31 日までの間、支給要件が一部緩和されます。具体的には、計画届の提出が不要とされたり、休業や教育訓練の延べ日数から時間外労働の日数を差し引く残業相殺が行われなかったりするほか、一部の労働者を対象とした短時間休業も助成対象となります。

【厚生労働省「令和４年 12 月以降の雇用調整助成金の特例措置（コロナ特例）の経過措置について（予定）」PDF】
https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001008098.pdf

12月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

１２日

○　源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］

○　雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
［公共職業安定所］

○　特例による住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］

３１日

○　健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］

○　健康保険印紙受払等報告書の提出［年金事務所］

○　労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］

○　外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞［公共職業安定所］

○　固定資産税・都市計画税の納付＜第３期＞［郵便局または銀行］
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

○　年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出
［給与の支払者（所轄税務署）］

○　給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書、給与所得者の基礎控除申告書、所得金額調整控除に係る申告書の提出［給与の支払者（所轄税務署）］
※提出・納付期限が、土曜・日曜・祭日と重なる場合は、翌日になります。

★当事務所よりひと言★

早いもので本年も残すところ、あとわずかとなりました。皆様には１年間大変お世話になり、心より感謝しております。

なお、弊所の年内の営業は12月２８日までとなり、新年は１月５日から営業開始となります。

来年も本年同様のご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。